

## 飲食料品等卸売業などの事業者を支援します

### 1.目的

県内の酒類の提供を行う飲食店等に直接取引する市内の飲食料品等卸売業などの事業者を支援するため、予算の範囲内で千曲市飲食料品等卸売業支援事業交付金を支給する。  
(長野県からの営業時間短縮要請(令和3年8月19日から9月12日)以前の、令和3年4月から8月の間に県内飲食店(同一店)と2回以上の取引した実績があること)

2.支給額 法人20万円・個人10万円(市内に複数店舗を経営する場合でも左記金額)

3.受付期間 令和3年10月上旬から11月末まで

### 4.支給対象者

長野県内の飲食店等に食料品や酒類、割りばし、おしぼりなど(お客に提供するもの)を、恒常的に直接納品している千曲市内の卸売業・小売業の事業者

### 本件に関する問い合わせ先

千曲市経済部 産業振興課 産業振興係 (課長)柳嶋幸孝 (担当者)宮原正浩  
電話(代表)026-273-1111(内線 3301) メールアドレス sangyo@city.chikuma.lg.jp